津島市 男女共同参画プラン 2030

概要版

計画策定にあたって

計画策定の趣旨

わが国においては、平成11年に施行された「男女共同参画社会基本法」に基づき「男女共同参画基本計画」が策定されるとともに、平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」、平成27年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が施行され、それぞれの施策に関して基本的な方針を定めています。これらの法律において、施策実施に関する計画の策定が地方公共団体の努力義務として定められていることを受け、本市においては、平成14年に初めて「津島市男女共同参画プラン」を策定しました。

本計画は、平成28年に改訂した「津島市男女共同参画プラン(改訂版)」の計画期間満了を受け、今後も本市における男女共同参画に関する取組を計画的に推進するために策定するものです。

男女共同参画社会とは

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会 のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もっ て男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受 することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことです。

計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間です。国内外の動向や社会経済情勢の変化に対応し、適切な施策の推進を図るため、必要に応じて見直しを行います。

計画の性格

本計画は、「津島市総合計画」を上位計画とする分野別計画であり、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定されている「市町村男女共同参画計画」として位置付けるものです。また、基本目標IIおよび基本目標IIに関する部分を「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として位置付けるとともに、基本目標IVに関する部分を「DV防止法」第2条の3第3項に規定する「市町村基本計画」として位置付けます。

計画の基本的な考え方

計画の基本理念

このプランの目標は、人権尊重の考え方に基づき、男女一人ひとりが社会の対等な構成員としてあらゆる分野にともに参画し、個性と能力を十分に発揮して自分らしくいきいきと活躍できる「男女共同参画社会」を実現することです。本計画は以下を基本理念に掲げ、男女共同参画を推進します。

あらゆる分野への男女共同参画が促進され、 一人ひとりが自分らしく活躍できるまち

計画の基本的視点

(1) ジェンダー平等の実現

「ジェンダー」とは、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」から成る性別のことをいいます。労働市場における賃金格差や女性への暴力など、女性の受ける差別や暴力は世界的な問題であり、ジェンダー平等の実現は世界的な課題の一つです。すべての人が平等に暮らせる社会をめざし、男女間のさまざまな不平等や女性への差別、暴力の解決に向け計画を推進します。

(2) エンパワーメントの促進

「エンパワーメント」とは、個人や集団が力を付けて自分自身の生活や環境をよりコントロールできるようにしていくことです。女性が政治的、経済的、社会的及び文化的に力を付け、自分らしく、自らの意思であらゆる社会生活の分野で積極的に参画することで、社会的能力を一層高めて活躍できるようになります。女性のエンパワーメントの促進に向け、支援体制の強化を図ります。

(3) パートナーシップの構築

「パートナーシップ」とは、2人以上の人が対等な立場で能力を発揮し合うことです。男女共同参画社会の形成のためには、女性、男性のみならず、市民と行政・企業・NPOなど、すべての人々や団体が対等なパートナーとして尊重し合い、連携・協力していく環境づくりを進めます。

基本目標I

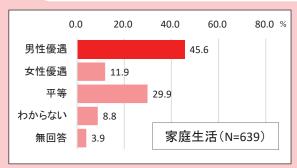
一人ひとりがお互いを認め合おう

男女共同参画社会を実現するためには、男女が互いを尊重し認めあう意識を醸成していくことが必要です。そのため、男女共同参画や人権に対する意識づくりを男性や高齢世代を中心に取り組むとともに、次代を担う子どもや若者に対し一人ひとりの個性・能力を高める教育を行うことにより、男女共同参画社会の基盤づくりを進めていきます。

市民意識調査からみる現状

家庭生活、職場等における男女平等観は依然として「男性優遇」の割合が高く、性別によって個人の生き方を制約する固定的な性別役割分担意識についても人々の意識の中にいまだ根強く残っており、それらの男女間の意識の差も課題となっています。

今からあげるような分野で男女の地位は平等になっていると思いますか。

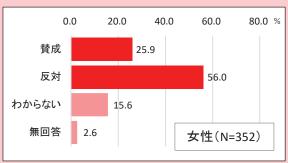




※「男性(女性)優遇」とは、「男性(女性)の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性(女性)の方が優遇されている」の合計。

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について、どう思いますか。





※「賛成(反対)」は、「賛成(反対)」と「どちらかといえば賛成(反対)」の合計。

資料:人権・男女共同参画に関する市民意識調査報告書(令和元年度)

基本施策1 人権の尊重と男女共同参画の理解促進

施策の

①人権を尊重する意識の醸成

方向性

②男女共同参画意識の醸成

基本施策2 男女平等教育の推進

施策の 方向性 ①子どもに対する男女平等教育の推進

②保護者、教職員等に対する男女平等教育の推進

基本目標Ⅱ

誰もが活躍できる働く場にしよう

働きたい女性が仕事と子育て・介護等の二者択一を迫られることなく働き続けられる環境づくりを進めるとともに、男女ともに仕事と生活の両面においてその能力を十分に発揮できるよう環境整備を推進します。

統計資料等からみる男女共同参画の状況・市民意識調査からみる現状

本市の女性の労働力率や管理的職業従事者割合は、国が女性活躍の状況をはかる目安として定めている数値を上回っており、女性活躍は進みつつあると言えます。

	女性労働力率 (平均)	女性の管理的職業 従事者割合		
全国	50.0%	16.4%		
愛知県	52.0%	16.4%		
津島市	51.0%	16.1%		
国の目安	50%	15%		

資料: 国勢調査(平成27年)、 女性の職業生活における活躍の 推進に関する法律 市町村推進 計画策定支援マニュアル

しかし一方で、育児・介護をはじめとした家庭における役割は依然として妻に負担がかかっている傾向がみられ、女性の職業生活に関しては課題が残ります。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響下においては、生活様式の変化により、家庭内での役割分担はより一層重要なものとなってきています。

次にあげる家庭におけることは、主にだれの役割ですか。





資料:人権・男女共同参画に関する市民意識調査報告書(令和元年度)

基本施策1 雇用機会と待遇の均等確保

施策の

①人材育成・再就職の支援

方向性

②働きやすい職場環境の整備

基本施策2 ワーク・ライフ・バランスの推進

施策の 方向性 ①子育て支援・介護サービスの充実

②男女がともに家庭生活に関われる環境の整備

基本目標III

安心して暮らせる社会をつくろう

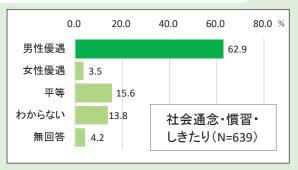
社会全体として安心した暮らしを実現するためには、行政、地域社会、個人の各場面において取組を進める必要があります。地域社会に多様な視点や考え方を取り入れるという観点から、行政の分野などの方針決定過程における男女共同参画を推進します。また、日々の健康や災害時の安心した暮らしを確保するために、一人ひとりの健康づくりや地域活動等によるコミュニティづくりを推進していきます。

市民意識調査からみる現状

政治の場、社会通念・慣習・しきたり、社会全体おいて、男女平等観が低い状況が続いています。

今からあげるような分野で男女の地位は平等になっていると思いますか。







※「男性(女性)優遇」とは、「男性(女性)の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性(女性)の方が優遇されている」の合計。

資料:人権・男女共同参画に関する市民意識調査報告書(令和元年度)

基本施策1 地域活動における男女共同参画の推進

施策の 方向性

- ①地域活動への参画促進
- ②政策・方針決定過程における女性の参画促進
- ③男女共同参画の視点からの災害対応の推進

基本施策2 生涯を通じた健康づくり・生きがいづくり

施策の 方向性

- ①生涯を通じたこころとからだの健康の保持増進
- ②妊娠期から子育て期までの支援
- ③生涯学習等の活動促進

基本施策3 すべての人が安心して暮らすための環境整備

施策の 方向性

- ①すべての人が安心して暮らせるまちづくり
- ②さまざまな困難を抱える人への支援の充実

基本目標IV

男女間のあらゆる暴力を根絶しよう

暴力の早期解決のために、暴力の種類や被害者への支援に関して情報提供を行うと ともに、相談窓口の充実を図り、情報を手に入れやすく相談しやすい環境づくりを進 めます。

統計資料等からみる男女共同参画の状況

統計調査によると、近年のDV相談件数は本市においては減少しているものの、全国的には増加しており、暴力が顕在化していない可能性も考えられます。また、近年はSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)など、インターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、これを利用した交際相手からの暴力、性犯罪、売買春、人身取引等、暴力は一層多様化しており、そうした新たな形の暴力に対して迅速かつ的確に対応していく必要があります。

D V 相談件数 (津島市)

70 60 60 50 42 40 30 24 20 10 0 H29 H30 R1 年度 資料: 津島市人権推進課

D V 等相談件数(全国)



基本施策1 男女間における暴力の根絶

施策の 方向性

- ①暴力の根絶に向けた基盤づくり
- ②被害者への適切な支援の実施

計画の推進

数値目標

# + +		実績値	目標値	
基本目標	項 目	R2 年度	R7 年度	R12 年度
I 一人ひと りがお互 いを認め 合おう	社会全体で男女が平等になっていると思う割 合を増やす (市民意識調査)	13.6%	22%	30%
II 誰もでき場 働よう	夫婦が協力して同じ程度、育児、子どもの世話 を行っている割合を増やす(市民意識調査)*	37.6%	43%	50%
	職場で男女の地位は「平等」になっていると思 う割合を増やす(市民意識調査)	13.9%	15%	20%
	幼保連携型認定こども園数を増やす*	10 園	12 園	15 園
	市男性職員の育児休業取得率を増やす*	5.3%	10%	13%
	女性のいない審議会等の数をなくす	4	0	0
	審議会等における女性委員の割合を増やす	37.5%	40%	40%
	地域で男女が平等になっていると思う割合を 増やす(市民意識調査)	40.5%	45%	50%
	津島市国民健康保険加入者の特定健康診査受 診率の割合を増やす	39.6%	49%	54%
IV 男女間の あらゆる 暴力を根 絶しよう	DV防止法には被害者を発見した時は通報する義務があることを知っている人の割合を増 やす(市民意識調査)	33. 2%	37%	40%
	DVについて相談できる窓口があることを知っている人の割合を増やす (市民意識調査)	56.7%	60%	65%

*本計画からの新しい指標

津島市 男女共同参画プラン 2030 ^{令和3年3月} 発行 津島市

編集 津島市市民生活部人権推進課

〒496-8686

愛知県津島市立込町2丁目21番地

TEL (0567) 55-9364